

Q. 医業承継時に退職金は、いくら貰えばいいのですか？

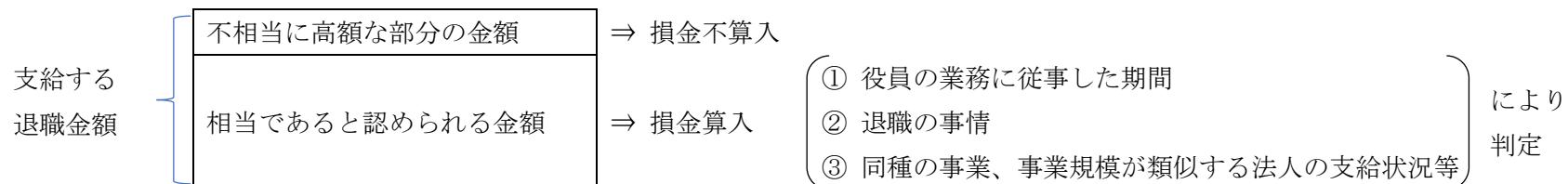
A. 医業承継の場面で、必ず出てくる問題は退職金です。特に法人クリニックで問題となります。退職金の問題は理事長や理事などの役員に対する退職金と、従業員に対する退職金に大別されます。ここでは、役員に対する退職金について解説します。

役員への退職金は多額になるため、理事長先生としては、(1) 法人からいくら退職金を貰えばいいのか、(2) 退職金には、いくらの税金がかかるのかが大いに気になるようです。税金の問題については、「第2回 医業承継や廃業時的小規模企業共済のお得な貰い方」を参考にしていただくとして、今回は、(1) いくら貰えばいいのかについてです。

理事長先生が法人から貰う退職金の財源は、これまで理事長先生が稼いで法人に貯めてきた内部留保です。内部留保といつても、建物や土地、医療機器等に投資されている分もあるでしょうから、より正確には法人の現預金や積立型保険の解約返戻金が退職金の財源となります。

内部留保が、ほとんどない法人では退職金を支給する財源がないため、基本的に退職金は貰えません。どうしても貰いたいとなれば、金融機関から借入れをすることになります。反対に、多額の現預金を残したからといって、法人税法上は、無制限の退職金額を認めるわけではありません。法人がその役員に対して支給する退職給与の額のうち「不相当に高額な部分の金額」については、損金算入が認められません。ここで、「不相当に高額な部分の金額」とは、①その役員が法人の業務に従事した期間、②その退職の事情、③その内国法人と同種の事業を営む法人でその事業規模が類似するものの役員に対する退職給与の支給の状況等に照らし、その退職した役員に対する退職給与として相当であると認められる金額を超える場合におけるその超える部分の金額をいいます。

【支給する退職金額の全てが経費と認められるわけではない】



いくらの退職金額を支給するのかは、極めて個別的な問題です。具体的な支給額については顧問税理士に相談の上で決定して下さい。なお個人クリニックの場合、退職に伴って収受する小規模企業共済の共済金以外は退職金としてお金を受け取ることはできません。むしろ、クリニック名義の預貯金でも、その所有者は先生個人ですから、その預貯金を受け取ることについて税負担は生じません。